

広島市告示第 2 4 3 号

令和 7 年 4 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、
安佐北消防署出納員の事務の一部を次のとおり委任及び委任の解除をさせた
ので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委任を受けた分任出納員及び委任年月日

安佐北消防署

安芸太田出張所長 加藤 英敏

令和 7 年 4 月 1 日

2 委任の解除を受けた分任出納員及び解除年月日

安佐北消防署

安芸太田出張所長 堀田 盛夫

令和 7 年 3 月 3 1 日

3 委任又は委任の解除をさせた事務

- (1) 広島市消防関係手数料条例第 2 条に規定する手数料（安佐北消防署安芸太田出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- (2) 広島市証明等手数料条例第 2 条に規定する手数料（安佐北消防署安芸太田出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納